

議案第94号

新座市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例

新座市老人デイサービスセンター条例（平成5年新座市条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（新座市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正）

2 新座市職員の特殊勤務手当支給に関する条例（平成9年新座市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第5条 社会福祉業務手当は、職員が福祉事務所に勤務し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 新座市障がい者福祉センター及び新座市児童発達支援センターにおける理学療法、作業療法、保育、指導又は看護の業務</p>	<p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第5条 社会福祉業務手当は、職員が福祉事務所に勤務し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 新座市障がい者福祉センター、<u>新座市児童発達支援センター及び福祉の里老人デイサービスセンター</u>における理学療法、作業療法、保育、指導又は看護の業務</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>

令和3年11月30日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市老人デイサービスセンターを廃止したいので、この案を提出するものである。